









### 第三章 武力攻撃事態等への対処に関する法制の整備

第二十一条第一項及び第五項中「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態等」に改める。

第二十二条第二号中「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態等」に改める。

第二十四条中「我が国を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ」を削り、「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態等」に、「への対処を迅速かつ的確に実施するために必要な施策を講ずる」を「に迅速かつ的確に対処する」に改め、同条に次の二項を加える。

2 政府は、前項の目的を達成するため、武装した不審船の出現、大規模なテロリズムの発生等の我が国を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、次に掲げる措置その他の必要な施策を速やかに講ずるものとする。

一 情報の集約並びに事態の分析及び評価を行うための態勢の充実  
二 各種の事態に応じた対処方針の策定の準備  
三 警察、海上保安庁等と自衛隊の連携の強化

第二十四条を第二十五条とし、第三章中第二十三条の次に次の二項を加える。

(国民保護法制定本部)

第二十四条 事態対処法制のうち第二十二条第一号に規定する措置に係る法制(次項において「国民の保護のための法制」という。)に関し広く国民の意見を求め、その整備を迅速かつ集中的に推進するため、内閣に、国民保護法制定本部(以下この条において「整備本部」という。)を置く。

2 整備本部は、次に掲げる事務をつかさどる。  
一 国民の保護のための法制の整備に関する総合調整にすること。  
二 国民の保護のための法制の整備のために必要な法律案及び政令案の立案にすること。  
三 国民の保護のための法制の整備に関する地方公共団体その他の関係団体及び関係機関との連絡調整にすること。

3 整備本部は、国民保護法制定本部長及び國民保護法制定本部員をもつて組織する。

4 整備本部の長は、国民保護法制定本部長(次項及び第七項において「整備本部長」という。)とし、内閣官房長官をもつて充てる。

5 整備本部長は、整備本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

6 整備本部に、国民保護法制定本部員(次項において「整備本部員」という。)を置く。

7 整備本部員は、整備本部長以外のすべての國務大臣(内閣総理大臣を除く。)をもつて充てる。

8 整備本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

9 整備本部に係る事項については、内閣法にい

う主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

10 この法律に定めるもののほか、整備本部に關し必要な事項は、政令で定める。

加える改正規定中「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第十項後段」を「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十四年法律第 号)第九条第十項後段」に改める。

第一条のうち自衛隊法第百十六条を第百十五条の三とし、同条の次に十八条を加える改正規定のうち同法第百十五条の七中「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十四年法律第 号)第九条第十項後段」を「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十四年法律第 号)第九条第十項後段」に改める。

第一項ただし書を次のように改め、同項各号を削る。

ただし、第一条中自衛隊法本則に三条を加える改正規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附則第三項中「自然公園法の一部を改正する法律」の下に「(平成十四年法律第二十九号)」を加える。

附則第四項中「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律」の下に「(平成十四年法律第九十六号)」を加える。

附則第四項中附則第一条第一号の改正規定を次のように改める。

附則第一条第一号中「第二十八条及び第二十九条」を「及び第二十八条から第二十九条の二まで」に改める。

附則第四項中附則第二十四条を第二十五条とし、第二十条から第二十三条までを一条ずつ繰り下げ、第十九条の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

附則第二十条の次に次の二項を加える。

第二十条の二 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち自衛隊法第百十五条规定を改める。

十五年法律第百四十五号)第二条第七項ただし書」を「薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十一項ただし書」に改める。

附則第二十九条の次に次の二項を加える。

(第一項及び第三項の規定による改正に伴う関係法律の一部改正)

第二十九条の二 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第一百五十五条の五第二項中「採血及び供血あつせん業取締法(昭和三十一年法律第百六十号)第四条第一項ただし書」を「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第百六十号)第十三条第一項ただし書」に、「薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第五項ただし書」を「薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第七項ただし書」に改める。





平成十四年十二月十六日印刷

平成十四年十二月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

F